

少年事件の簡易送致に関する運用要領の制定について

令和 6 年 1 2 月 1 0 日
例 規（少）第 3 6 号

この要領は、犯罪捜査規範（昭和 3 2 年国家公安委員会規則第 2 号。）第 2 1 4 条に規定する少年事件の送致の運用に関し、必要な事項を定めたものである。